

(補論1) 中央教育審議会等と関連政策の歩み

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年11月26日 中央教育審議会）」（以下「グランドデザイン答申」という。）の「はじめに」でも記載されているとおり、中央教育審議会等では、過去幾度も高等教育に関する提言がなされてきた。「グランドデザイン答申」の契機となった諮問においては、これまでの取組の成果と課題について検証した上で、これからの時代の高等教育の将来構想について検討することの必要性が示されており、中央教育審議会ではその点を踏まえた議論が行われてきた。

「グランドデザイン答申」を受けた政策や取組については、答申の考え方に照らして適切に進める必要がある。そこで、特に関連が深いとされる中央教育審議会答申等と、それに基づいた政策の推移を概観した本資料を「グランドデザイン答申」に係る参考として整理した。

1. 中央教育審議会、臨時教育審議会、大学審議会

(1) 中央教育審議会

昭和23（1948）年に新制大学が発足した後、大学の設置は学科の設置を含め、認可事項であったが、昭和36（1961）年に科学技術庁長官から文部大臣に出された勧告¹の趣旨も踏まえて、学科増設等が届出事項となった。この時期、大学は大幅な拡大期に入っていた。

そのような時期に、戦後の高等教育の方向性を示す答申として、「大学教育の改善について（昭和38年1月28日 中央教育審議会）」（以下「38答申」という。）が出された。戦後の教育改革により、我が国の学校制度が単線体系となり、旧制の高等教育諸機関を単一の四年制の新制大学に改編したことを受け、「38答申」では、大学の種別化を含めた目的・性格の明確化、大学の規模、配置についての考え方（大学の設置については計画的な整備の必要性を提案している）、大学の管理運営の考え方等、大学の基本的な在り方等が総合的に提言された。

一方、大学・短期大学は極めて速いスピードで量的拡大を果たした。昭和35（1960）年に10.3%であった大学・短期大学進学率が10年後の昭和45（1970）年には約2.3倍の23.6%になり、「エリート段階」から「マス段階」²に移行した高等教育の質をどのように維持・向上するかが大きな政策課題となった。このような問題意識を持って、学校教育制度全体の改革構想をまとめた昭和46（1971）年の中央教育審議会答申（「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（昭和46年6月11日）」以下「46答申」という。）は、高等教育の弾力化や開放化、高等教育機関の制度的な種別化を提唱するとともに、国が高等教育の規模等について計画し、管理した上で、高等教育に対して財政措置を行うことにより教育水準を確保し、同時に、教育の機会均等を図ることを提言した。

「46答申」の提言は、昭和51（1976）年以降に、5度にわたって国が策定した「高等教育

¹ 昭和36（1961）年に、当時の池田正之輔科学技術庁長官が、荒木萬壽夫文部大臣に対して、科学技術庁設置法第11条の各省庁への勧告権に基づき、大学設置基準の運用内規の緩和を求めた勧告

² アメリカの社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート教育」から「マス段階」へ移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

計画」³や同年に施行された私立学校振興助成法に基づく私学助成のスタート等の形で結実した。

また、昭和 45（1970）年には総合科目の開設や単位数の弾力化等、一般教育科目に関する教育課程の編成を弾力化するための大学設置基準の改正、昭和 47（1972）年には国内外の大学との単位互換の制度化、昭和 48（1973）年には学部以外の教育研究の基本となる組織を置くことができるようにするための学校教育法の改正、昭和 56（1981）年には伝統的な履修形態以外の方法による教育の機会の拡充として、大学通信教育設置基準の制定など、高等教育の弾力化や開放化が進められた。

なお、高等教育機関の制度的な種別化として、昭和 22（1947）年の学校教育法制定当初は大学のみであった高等教育機関には、「46 答申」を挟んで、「高等専門学校」（昭和 36（1961）年）、「短期大学」（昭和 25（1950）年、制度として恒久化されたのは昭和 39（1964）年）、「専門学校」（昭和 50（1975）年）が加わった。

さらに、「46 答申」で提案された教育研究組織の機能的な分離等を実現する、これまでの大学とは異なった新しい試みを取り入れた初の新構想大学として、昭和 48（1973）年に筑波大学が設置されるとともに、昭和 58（1983）年には放送を利用して広く大学教育を提供する放送大学が設置された。

（2）臨時教育審議会

高等教育の質と量の確保を、従来の行財政の手法によって、行政計画や財政支出を中心に行うという政策は、一方において、社会における価値観や人材需要をめぐる変化、他方において、財政事情の悪化等を背景として転機を迎えていく。

内閣総理大臣の諮問に応じ教育等に関連する分野に係る諸施策に関し調査審議する臨時教育審議会は、昭和 59（1984）年から昭和 62（1987）年にかけて第 1 次～第 4 次答申を取りまとめた⁴。臨時教育審議会では、前提として生涯学習社会への移行を示すとともに、高等教育については①大学教育が個性的ではなく、また、教育・研究には国際的に評価されるものが多いこと、②大学は概して閉鎖的であり、機能が硬直化し、社会的及び国際的要請に十分応えていないことを課題として挙げ、その積極的改革を推進する必要があると指摘した。

具体的には、一般教育や専門教育の内容や在り方の検討や教育方法の多様化を促進するための大学設置基準等の大綱化（大学教育の充実と個性化）、修士課程・博士課程の位置付けの明確化や修業年限の見直し、飛び入学の制度化（大学院の飛躍的充実と改革）、アクリディテーションや教育内容等の情報提供の重要性（大学の評価と大学情報の公開）等の提言を行った。その上で、これらの提言をより詳細に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に勧告権を持つ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会）」の創設を提言することで、高等教育改革を大学審議会に引き継ぐこととなった。

³ 「高等教育の計画的整備について（高等教育懇談会 昭和 51 年 3 月 15 日）」「高等教育の計画的整備について（大学設置審議会大学設置計画分科会 昭和 54 年 12 月 14 日）」「昭和 61 年度以降の高等教育の計画的整備について（大学設置審議会大学設置計画分科会 昭和 59 年 6 月 6 日）」「平成 5 年度以降の高等教育の計画的整備について（大学審議会 平成 3 年 5 月 17 日）」「平成 12 年度以降の高等教育の将来構想について（大学審議会 平成 9 年 1 月 29 日）」

⁴ それぞれ第 1 次答申は昭和 60 年 6 月 26 日、第 2 次答申は昭和 61 年 4 月 23 日、第 3 次答申は昭和 62 年 4 月 1 日、第 4 次答申は昭和 62 年 8 月 7 日に出された。

(3) 大学審議会

①全体

臨時教育審議会の提言に基づき、昭和 62 (1987) 年 9 月、学校教育法の改正によって文部省に大学審議会が創設された。大学審議会では、臨時教育審議会で提言された高等教育改革の方向性を踏まえ、「教育研究の高度化」、「高等教育の個性化」、「組織運営の活性化」の三つの柱で審議を行った。

(教育研究の高度化)

「教育研究の高度化」の観点からは、機能として脆弱であると指摘された我が国の大学院の質的・量的な整備や通信制大学院制度、修士課程 1 年制コース、専門大学院制度等の創設が提言された。提言に基づき、順次、大学院設置基準等を改正し、大学院制度の弾力化や大学院の質的・量的充実を進め、その結果として平成 3 (1991) 年に大学院の在学者数は 98,650 人であったものが、平成 12 (2000) 年には 205,311 人となり、9 年間で 2 倍超となった。

(高等教育の個性化)

「高等教育の個性化」の観点からは、高等教育の質の確保の仕組みを転換するための大学設置基準の大綱化(カリキュラム編成の弾力化)、ファカルティ・ディベロップメントや履修科目登録上限制、教員資格における教育能力の重視等責任ある授業運営と厳格な成績評価、情報通信技術の活用促進等の提言が行われた。特に、平成 3 (1991) 年の答申「大学教育の改善について」を受けた大学設置基準の改正は、昭和 31 (1956) 年に基準が制定されて以来の大幅な改正となった。その狙いは、各大学が、自らの教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に対応しながら、多様で特色ある教育課程を編成することができるよう教育課程に係る制度を大幅に大綱化するものであった。具体的には、一般教育と専門教育の科目区分や区分ごとの単位数・専任教員数の制約を廃止し総枠での取扱いにとどめることにより大学の裁量を大きく拡大するなど、大学教育の基本的枠組みを定めている基準を大幅に大綱化した。

(組織運営の活性化)

「組織運営の活性化」の観点からは、自己点検・評価や外部評価の実施、教員の流動性を高め高等教育を活性化するための教員の選択的任期制の導入、国立大学における組織運営体制の明確化や学外意見の反映等が提案された。

これらの各種答申や制度改正は、各大学の改革の推進に大きな役割を果たした。特に、自己点検・評価の実施、シラバスの作成、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメントの実施など、それまで大学においては必ずしも重要視されてこなかった大学教育の質を改善するための地道な取組が確実に進展したと言える。また、教育の質を担保する方策としての大学評価については、その重要性の認識が高まり、自己点検・評価の実施、外国人研究者を含む学外の有識者による外部評価などが確実に進展したところであるが、大学の学術研究や人材養成機能に対する社会の関心が高まるにつれ、より客観的で透明性の高い「多元的な第三者評価」の必要性が議論されるようになってきた。

② 「21 世紀の大学像と今後の改革方策について」

「バブル経済」やその崩壊等の様々な社会経済の変化を経つつ、1990 年代後半に入り、知識基盤社会への移行等により大学の教育・研究機能に対する期待が極めて大きくなってきた一方で、大学教育は 18 歳人口の急激な減少に伴う大衆化（進学率の急激な上昇）や高等学校教育の多様化等に直面しており、時代の変化を踏まえた高等教育の質の確保が改めて大きな課題になった。これまでは、大学の人材養成機能については、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを前提に、企業が大学に求めているのは入試を軸としたふり分けにすぎないとの指摘もあった。しかし、企業内教育機能の低下が指摘されるようになると同時に、知識基盤社会においては企業で活躍する上でも汎用性の高い知識を持ち自ら課題を探求し解決できる能力がますます必要となる中で、そのような要請により応えられる大学の人材養成機能に対する社会の期待が高まる状況となった。

大学審議会は、このような課題に対する政策の方向を示す形で、平成 10（1998）年に「21 世紀の大学像と今後の改革方策について（平成 10 年 10 月 26 日 大学審議会）」（以下「21 世紀答申」という。）を答申し、①「課題探求能力の育成」という大学教育の目標の明確化、②各大学が特色ある教育研究を自ら創意工夫して展開できるようにその裁量を拡大、③拡大した裁量をしっかりと使いこなせる責任ある組織運営システムの確立、④各大学に対する多元的な評価システムの確立という 4 本の改革サイクルを提言した。

この「21 世紀答申」では、これまでの大学審議会を軸とした大学改革の展開や問題点が整理され、大学改革がよりダイナミックに進展するための今後の改革方策が、構造的に体系化して示されている。

この総合的な答申を受け、平成 11（1999）年には学士課程を 3 年以上の在学で終わることを可能とする学校教育法の改正、国立大学の組織運営体制の確立を図るための国立学校設置法の改正、また、平成 12（2000）年には大学の教育研究の特性に十分配慮した第三者評価を行うための専門的な機関としての「大学評価・学位授与機構（現：大学改革支援・学位授与機構）」の創設など、様々な制度改正が行われた。

なお、大学審議会として最後の答申となった「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（平成 12 年 11 月 22 日）」においては、グローバル化時代に求められる人材や、情報通信技術の活用を含めた大学教育の在り方等について提言された。

「21 世紀答申」以降、大学の教育・研究機能への高い期待を背景に、「21 世紀答申」の基本的な考え方を踏まえるとともに、行政改革等の社会の状況変化の影響も受けつつ、国立大学制度や学校法人制度、設置認可、大学院制度といった大学制度の根幹についての根本的な見直しが行われた。この結果、大学制度の基本にかかる構造的な改革が、平成 16（2004）年度から一斉にスタートすることとなった。

（4）高等教育計画

（1）に記載したとおり、「46 答申」を踏まえ、昭和 51（1976）年から高等教育の規模に関する高等教育計画が策定された。5 度にわたって策定された高等教育計画は、各計画において

若干の変遷はあるものの、大枠としては、特に必要性の強い場合においてのみ大学、学部等の新設や定員増を認めることとしており（大学等の新設の原則抑制）、加えて、工業（場）等制限区域や政令市や都市部においては、地域間格差是正の観点から大学等の新設は抑制することとしていた。

その後は、18歳人口の増加に沿って大学、短期大学の新增設が進むこととなり、昭和50（1975）年代から平成初期にかけて大学・短期大学の進学率は37%前後で安定的に推移するとともに、都道府県ごとの進学率の格差は縮小した。

その一方で、昭和60（1985）年頃から18歳人口が急激に増加すること、また、平成4（1992）年をピークにその後急激に減少することを踏まえ、昭和59（1984）年に出された高等教育計画においては、設置認可における原則抑制という方針は維持しつつ、期限を限った定員増（いわゆる「臨時的定員」の措置）を行うことが提言された。この臨時的定員は、当初平成11（1999）年度末で全て解消することとされていたが、平成9（1997）年の最後の高等教育計画では、平成16（2004）年度までの間に、私立大学については臨時的定員の5割程度の恒常的定員化を認める方針を打ち出した。このような臨時的定員の取扱いとともに、平成5（1993）年度以降、18歳人口が急激に減少したことと相まって、大学・短期大学進学率は40%を超えて、ほぼ右上がりに上昇した。現在は58%となっており、全都道府県で進学率が上昇した一方、都道府県ごとの格差は拡大した。

また、従来、高等教育計画として位置付けられてきた答申の最後のものは、「計画」ではなく「将来構想」として位置付けられた。ここには、国が計画を策定し、それに基づいて量的規制を行うという政策方針からの方向転換が表れている。

2. 中央教育審議会への審議会再編後の推移

平成13（2001）年の省庁再編に伴い、大学審議会は、他の多くの審議会同様、中央教育審議会に一元化され、その果たしていた役割は中央教育審議会の下に置かれた大学分科会が担うこととなった。大学分科会では、大学審議会での審議を引き継ぎ、平成14（2002）年に三つの答申を同時に提言した⁵。これらの答申では、①「事前規制から事後チェックへ」という行政全体を通じた流れの下、大学等の設置認可の抑制方針の廃止と第三者評価の義務化、②法科大学院を含む専門職大学院制度の創設が提言されている。

まず、設置認可制度は、大学の教育研究水準や学位等の国際的な通用性等を確保する上で一定の役割を果たしていると評価しつつ、あくまでもこれから行われる教育研究の前提としての枠組みのチェックであり、実際にどのような教育が行われるかについて直接的な保証を行うものではないという面を踏まえ、設置後も含めて大学の質保証システムを確立していく必要があるとされた。より具体的には、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色ある教育研究活動を展開できるようにするとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備（認証評価制度）することとした。特に認証評価制度は、臨時教育審議会以来志

⁵ 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」「大学院における高度専門職業人養成について」「法科大学院の設置基準等について」（平成14年8月5日 中央教育審議会）

向されてきた大学の評価と大学情報の公表を軸にした高等教育の質の維持・保証システムへ一歩踏み出した大きな改革と受け止められた。

答申を受けて、国による事前規制である設置認可については、より多様で機動的な大学教育の展開を行いうるよう、事前審査が真に必要な場合に限定するとともに、大学設置・学校法人審議会が定めていた詳細で多岐にわたる審査内規については、審査の透明性を高める観点から必要な事項を精選して法令に盛り込むこととして内規を廃止した。また、大学が設置された以降については、設置計画の履行をチェックする設置計画履行状況等調査に加えて、大学の自主性・自律性を尊重しながら恒常的に質を保証する仕組みとして、国が認証する第三者評価機関による評価を定期的に受ける制度を導入した。更に設置基準違反など、違法状態にある大学については、適時適切に是正を行いうるよう、文部科学大臣が改善勧告や報告等を求める措置を取り得ることとした。

また、法科大学院を含む専門職大学院制度は、我が国の大学院が、研究者だけではなく高度専門職業人を育てるためのしっかりとした教育課程を有する「課程制」のスクールの機能を果たせるようになることを目指して、平成 11（1999）年から始まった専門大学院制度をより発展・充実させる方向で提案されたものである。専門職大学院は、平成 15（2003）年から制度化され、現在 119 大学、167 研究科（169 専攻）が設置され、多様な専攻分野に広がっている。既存の修士課程・博士課程との役割分担や、分野の拡大への対応、質の保証など課題は存在するが、「高度専門職業人の養成に特化し、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う」ことを目指した専門職大学院制度の考え方は、その後も引き継がれて今日に至っている。

平成 16（2004）年、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、学校法人制度の改善のための私立学校法改正など、大学の組織運営改革のための制度改正が国公私を通じ出揃った。特に国立大学については、高度な教育研究を担う大学の自律性とそれに伴う自己責任の確立といった観点から、過去何度も法人化が検討されてきたが（「46 答申」でも提言されている。）、その実現を見なかつたところ、行政改革、独立行政法人改革が政府全体として進んでいたことを背景の一つとしつつ、法人化を契機とした国立大学の「改革」と「新生」を目指し、平成 16（2004）年に大学の「教育研究の特性」に配慮した形態としての法人化が実現した⁶。国立大学の法人化は、従来、国立大学関係者等から、硬直的、画一的との問題が指摘されていた人事・会計上の規制を撤廃するとともに、学外有識者も参画した学長中心の責任ある意思決定が可能な経営体制を確立した上で、第三者評価や情報発信の徹底を図る等、約 130 年続いた国の行政機関の一部としての国立大学について、「21 世紀答申」で提言された 4 本の改革サイクルを取り入れるものともなった。

（1）「我が国の高等教育の将来像」

「今後の高等教育改革の推進方策について（平成 13 年 4 月 11 日）」の包括諮問に加え、国立大学法人法が成立した際の附帯決議等に「高等教育のグランドデザイン」策定の必要性について言及されていることを受け、中央教育審議会大学分科会では平成 15（2003）年より高等

⁶ 「新しい『国立大学法人』像について」（平成 14 年 3 月 26 日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議）

教育の将来像の議論が開始され、約2年間の審議を経て平成17(2005)年に「我が国の高等教育の将来像(平成17年1月28日)」(以下「将来像答申」という。)として取りまとめられた。

「将来像答申」の大きな方向性は、答申の中の「高等教育計画から将来像へ」という文言から端的に読み取ることができる。右上がりの成長期に採られてきた政策手法の終焉に触れた後、「今後は、高等教育の将来像といったものが提示され、各高等教育機関・学生個人・各企業・地方公共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、高等教育の規模や配置等が決ま」としており、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行が提唱されている。具体的には、高等教育の量的変化への動向として、全体規模の面からすれば高等教育への量的側面での需要はほぼ充足されてきているということに加え、18歳人口の減少に伴い以前の推計よりも2年前倒しで収容力が100%になると推計したが、答申全体の方針を踏まえ、それに対応した計画や規制は示されなかった。その一方で、「ユニバーサル段階の高等教育が真に内実を伴ったものとなるためには、単に全体規模だけでなく分野や水準の面においても、…学習機会に着目した『ユニバーサル・アクセス』の実現が重要な課題」として、今後の新規参入は、個性・特色を明確にしつつ高い質を持ってなされることが重要であるとの方向性を提示している。

なお、「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行は、高等教育の全体規模の面にとどまらず、今後は機関間が個性を競い合うことによって高等教育の質を高めていくという方向性の提示でもあった。

また、大学の機能別分化にも触れている。この問題意識は古くから存在し、「38答申」や「46答申」では高等教育機関の制度的な種別化や大学間の種別化を提案していたが、特に大学間の種別化について、「将来像答申」では固定的な種別化ではなく、保有する幾つかの機能⁷の間の比重の置き方の違い(大学の選択に基づく個性・特色の表れ)に基づいて大学は緩やかに機能分化するとした。加えて、高等教育への支援に関しても、各高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、各高等教育機関がどのような機能に比重を置いて個性・特色を明確化するにしても適切な評価に基づいてふさわしい支援がなされるよう、「多元的できめ細やかなファンディング・システム」が必要であると提案している。

なお、「将来像答申」では、他に「各高等教育機関の教育・研究の質の向上」や「国公立大学の特色ある発展」、「高等教育の質の保証」等について触れており、これらは大きな方向性としては、これまでの大学審議会での議論や、平成14(2002)年の中央教育審議会の答申と軌を一にした提言となっている。

また、「将来像答申」は、大学を「学位を与える課程(プログラム)中心の考え方に再整理」すべきと述べており、その取扱いには以後の中央教育審議会でも継続的に検討され、「グランドデザイン答申」に結びついた。

更に、従来の教員の職の構造の見直し及び講座・学科目制の廃止等、教員組織の見直しを提言し、これに関連する法令改正が行われた。

⁷ 大学の機能として、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)の七つを挙げている。

「将来像答申」は、これまでの答申や制度改正等の流れを踏まえて、高等教育に関して幅広く提言しているが、個々の大学ではなく高等教育全体の構造としてのあるべき姿を想定することに主眼が置かれており、今後の大学教育の在り方や手法等に係る事項については、その後の更なる検討を経て、学士課程教育に関する二つの答申⁸が出されることとなった。

(2) 「我が国の高等教育の将来像」後の課題と成果

設置認可による規制が緩和されたことにより、大学は一層新しい分野への挑戦や機動的な組織改編を行うことができるようになり、認可・届出を合わせた新增設は活発に行われるようになった。一方で、大学設置に求められる基本的な姿勢に欠けていたり、数値基準さえ満たせばよいという意識の低い場合が一部にみられたりして、大学設置・学校法人審議会からは審査方針・基準の見直しや厳正な審査を求める指摘もなされ、対応した見直しも行われつつある。

事後的な質保証である認証評価制度は、大学として備えるべき要件を満たしているかどうかの確認だけではなく、各大学の自主的・主体的な改善を支援し、質の向上を図っていくことが期待されているものであるが、その運用においては、評価に係る作業の負担の軽減を図るべき、適合性の審査が中心となり、大学の主体的な改善システムとの連動が十分でない等の指摘もなされた。そこで、大学内の「内部質保証システム」を重視した評価に見直すなど、改善に向けた取組が行われている。

先に述べたとおり、平成3（1991）年の中央教育審議会答申での設置基準の大綱化、「21世紀答申」での課題探求能力育成のための学部教育の再構築等を受けて、多様な教育研究組織が生まれ、また、多くの大学で教育課程の改革が行われた。その一方で、教養教育が弱体化している、体系的な教育課程の編成には十分につながっていない等の指摘もなされるとともに、教育手法の改善への関心も高まった。

このような状況下で、教育の充実に焦点を当てた「学士課程教育の構築に向けて」及び「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の二つの答申が出された。これらの答申は、それぞれの大学における卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの三つの方針を明確にし、学位プログラムとしての体系的な教育の展開を求めることを提言した。

答申を受け、大学では、ナンバリングやルーブリック、アクティブ・ラーニング等も活用した教育課程の体系化や教育手法の新たな工夫の導入も進められてきている。また、各大学の努力により、教養教育についても、近年充実強化を図る流れも見られる。設置基準の大綱化が狙いとした、大学の自主性による特色ある多様な教育の展開は、更なる実質化の段階を迎えていると言える。

高度な教育研究が一体的な知的探求活動として行われる大学の在り方にとって、大学院の果たす役割は極めて重要である。大学院については、平成17（2005）年に出された答申「新

⁸ 「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日 中央教育審議会）、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日 中央教育審議会）

時代の大学院教育（平成17年9月5日 中央教育審議会）」や、その後の累次にわたる「大学院教育振興施策要綱」を通じて、その充実が図られているが、今後の在り方については、更に検討が進められているところである。

また、平成26（2014）年度には、高大接続に関する答申⁹が出され、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革が提言された。これに基づき、平成30（2018）年度から「高校生のための学びの基礎診断」の運用を開始するとともに、2020年度から「大学入試センター試験」に替わり、「大学入学共通テスト」が開始されることとなった。

高等教育の規模については、「将来像答申」では量的側面での需要はほぼ充足してきているとした上で、入学者数が減少する予想の下、高等教育を取り巻く経営環境は厳しさを増すとし、経営改善への支援、経営が困難となった場合の在学者の就学機会の確保について触れている。

結果としては予想を超えて、大学・短期大学の入学者数は横ばいで進んだため、18歳人口がなだらかに減少する中で、進学率はほぼ上昇を続けた。また、予想を超えて大学・短期大学への志願者数が多かったため、収容力が100%を上回るという状況にはなっていない。

また、平成26（2014）年にガバナンスに関する審議まとめ¹⁰が出された。ガバナンスに関する審議まとめでは、学長補佐体制の強化や、学長の選考基準や教授会の役割の明確化等について整理され、これに基づいた所要の制度改正がなされた。

以上、「グランドデザイン答申」の前提という面に重点を置きつつ、これまでの成果と課題を振り返った。高等教育は、世界的にみても、あるときを境に全く新しいものに生まれ変わるという性質のものではない。過去から連綿と続く、先達やそのときの世代が作り上げてきた流れの中で構築され、活性化し、更には次の世代に向けた真剣な取組が実施されていくことで、社会の安定と革新につながる基盤となる。

我が国の高等教育改革には、戦後の新制度への移行や、高度経済成長下での基礎的な在り方の構築、発展期、その後の社会変化等を踏まえ、「計画（規制）」から「構想（策定）」、「ビジョン（提示）」へと進む流れなど、時代の変化の中で形作られた大きな方向性がある。

また、その中で、中央教育審議会答申等のこれまでの提言は、広範多岐にわたっている。既に実現されたり、定着してきているものも多くある一方、道半ばのもの、取組の進展に困難を伴っているものや、追及していくべき長期的目標として提示されているもの等が含まれており、更には社会変化等の中で位置付けが変わると思われるものもある。また、国の政策について提言されているものや、主として高等教育機関の取組に資するものが併せて述べられて

⁹ 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成26年12月22日 中央教育審議会）」

¹⁰ 「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会）」

いることも多い。

それぞれの答申においては、それ以前の政策や取組の蓄積を前提として、時期や状況に応じて重点を置いた提言がなされている。このため、例えば取組が十分でないと思われるものについても、改めてその必要性が強調される場合や、過去の答申に基づいて取組中と整理しているため改めて言及されていない場合もある。いずれにしても、取組や課題はその達成を見るまでの間継続していると考えられる。

「グランドデザイン答申」も同様の立場から、また、諮問に応じて、従来の答申や国の政策、各高等教育機関の取組等の成果や課題との関係を前提としつつ、2040年という22年先を見据えて、逆算的に検討がなされ、重点を置いた提言が行われている。

これまでに答申を通じて繰り返されてきた提言と今日の時代変化に応じて提言されている新たな取組や課題が相まって、今後の高等教育の改革の実を結ぶよう、国及び高等教育機関、関係方面の努力が必要となっている。¹¹

¹¹ 本資料の記述は、『我が国の高等教育の将来像』答申の基本的性格と位置づけ（IDE2005年3月号 石川明（文部科学省高等教育局長：当時））及び「規制緩和と質保証」（IDE2018年5月号 板東久美子（日本司法支援センター理事長：当時））を参照している。